

2008 年度 Asian Law Students' Association Japan 主催

ALSA Integration

「ALSA の可能性の探求～アジアという地域、法の理念、学生の意義～」

報告書



主催：2008 年度 ALSA Japan 運営役員

《目次》

I. 企画統括者挨拶

II. 開催概要

III. 各分科会実施内容

IV. 講師の方・運営役員の紹介

V. 収支報告

VI. **ALSA Japan** 団体概要

I. 企画統括者挨拶

ALSA Japan 副代表学術活動担当
早稲田大学法学部 3 年 佐久間 一樹

法学生が、法学生相互および、実務家もしくは学識者との交流対話を分科会形式で行い、学生として社会にある **injustice**（不正義）を法を基調として考察する—それを通して、今ある社会問題を法学生が深く考察し、法の理念の実現した理想の社会とはどのようなものなのかを提示する、これらを狙いとしたのが本企画、**ALSA Integration (AI)**です。

私たちを取り囲む社会は、何の問題も有していないものであると認識している人は少ないでしょう。その反面、“何が”問題なのかを認識せずに、漠然と「問題がある」と認識している人も多いのではないのでしょうか。問題を有しながらも社会は一見均衡を保ち、私たちは日々生活を送ります。身のまわりの様々なところで生じている“問題”は、自分の中で醸成されることなく、多大な情報の中に埋もれ忘れ去られてしまいます。

そのような現代社会のなかで、私たち法学生がすべきことは何なのでしょう。

法学生は、「法」という、正義・公平を追求する姿勢をもちつつ、実際の問題をみて妥当な解決策を見つける学問分野を専門とします。また、「学生」ということから、社会参加までのモラトリアムとして、様々な意味での成長が期待されていると考えます。

そのような特徴をもつ法学生が、実社会において生じている深刻な問題に対し、どうしてそれが「問題」とされているのか、そして、問題を解決するために何が必要なのかを考察し、総合的に成長することは、社会的に期待される法学生の責任であり、いわばその使命とも言えるものだと思います。

企画を終えて、「真剣に社会問題を議論することが楽しかった」という参加者の声を多く聞きました。この計 3 日間に及ぶ話し合いから、各参加者が社会問題への認識を新たにし、法学生たる自分の社会的責任を少しでも意識したことを信じ、今後の活躍に期待したいと思います。加えて、本企画が将来の **ALSA Japan** の理念・目的実現へのきっかけになったことを確信しています。

この結果を形として残すべく、「報告書」を作成いたしました。

最後に、本企画を成功裏に終えることができたことをうれしく思います。この企画の成功は私一人の力では絶対に不可能なことでした。多大な労力と時間を費やしてくれた、セクレタリー、コーディネーター、スタッフの皆さん、学生の勝手なお願いにも関わらず本番での講師を引き受けてくださった講師の方々には心から感謝したいと思います。

II. 企画概要

i. 企画概要

ALSA のアジア、法、学生という構成員的特質と、理念の「地域的協調に基づく平和で公平な社会の実現」をうけて、共通テーマを「ALSA の可能性の探求～アジアという地域、法の理念、学生の意義～」とします。

この共通テーマをもとに、参加者は 5 つの各分科会 (Table) において、それぞれ個別の社会問題を扱います。各分科会のテーマの設定については、ALSA の特徴である「アジア」と「法」を共通の枠として定め、これからの社会を担う「学生」が主体的に当事者意識をもって取り組むことを旨とします。

本企画は、事前勉強会、分科会、発表会の 3 つに分かれています。

事前勉強会では、各分科会で取り扱う問題について、その問題の所在を整理し、当日に向けての問題意識を高めます。

分科会においては、それぞれの Table の責任者である Table coordinator(TC)、Assistant Coordinator(AC)の下、ディスカッションを中心に、ディベートや有識者の方の講演・総評を行います。

発表会においては、分科会で話し合われた活動の総括を発表し ALSA として共通の基盤を有する私たちの活動の統一性を共有します。ここで、2 日間の活動の成果を振り返る機会を設け、ALSA の可能性を探求し、これからの活動につなげます。

ii. 期間

<事前勉強会>

5 月 6 日 (火)

<ALSA Integration>

5 月 10 日 (土)、11 日 (日)

iii. 会場

事前勉強会：一橋大学

ALSA Integration：早稲田大学および国立オリンピック記念青少年総合センター

iv. タイムスケジュール

<5月6日（事前勉強会）>

13:00～17:00 分科会

<5月10日（土）（ALSA Integration 1日目）>

11:45～ 参加者受け付け開始

12:30～13:00 開会式

13:15～17:50 分科会①

18:00～19:30 夕食（Table 毎）

19:40～21:00 分科会②

21:10～ オリンピックセンターへ移動（Table 毎）

<5月11日（日）（ALSA Integration 2日目）>

9:00～12:00 分科会③

12:00～13:00 昼食

13:00～15:00 最終分科会

15:10～16:00 発表会

16:00～16:30 閉会式

v. 参加人数

93名

vi. Table 紹介

Table1 「貧困の連鎖と平等の実現を考える～教育機会へのアプローチ～」

Table2 「外国人の人権 vs 日本の国防～指紋押捺制度から考える～」

Table3 「外国人売春婦に対する人権侵害～あなたの知らない日本の裏側～」

Table4 「臓器売買～本当の意味での自己決定とは？～」

Table5 「安楽死における患者の権利～安らかなる死とは？～」

Ⅲ. 各分科会実施内容

【Table 1】

i. 分科会責任者

Table Coordinator	佃 真衣	東京大学工学部 3 年
Assistant Coordinator	日野 正実	東京大学法学部 3 年

ii. お越しいただいた講師の方

富樫 匡孝様	(NPO 法人もやいスタッフ)
矢野 あかね様	(NHK ハートをつなごうディレクター)
真野 修一様	(NHK ハートをつなごうディレクター)
村澤 潤平様	(新聞奨学生 110 (仮) 代表)

iii. 分科会名

貧困の連鎖と平等の実現を考える～教育機会へのアプローチ～

iv. 分科会テーマ設定趣旨

炎天下のアスファルトに立って、観光客相手に物乞いをするインドのストリートチルドレン。一方ではエアコンの効いた部屋でテレビを見ながらお菓子を食べる子どもたちが暮らしています。モンゴルには、氷点下の街のマンホールの中で暮らす子どもたちと、貧困は解決したという大学生たちが暮らしています。二つの階層、二つの世界の人々は隣あっても交わることはありません。二つの世界の子どもたちの教育機会は平等とは言えず、それが就業機会の不平等につながり、貧困は連鎖していっています。—これはどこか遠い、自分たちとは関係ない世界の話でしょうか。

日本にも貧困とその連鎖の構造は存在しています。ワーキングプア。給食費が払えない子どもたち。ネットカフェで暮らす派遣労働の若者たち。格差に関する様々な報道は、普段見えない先進国日本の中の貧困の姿を浮き彫りにしています。片親世帯などの困窮世帯では、教育費が思うように払えず、高卒では就業機会に恵まれず、ロールモデルに出会えず、そしてまた親世代と同じ状況が生み出されているといます。それに対して社会保障は十全に機能しておらず、むしろ縮小されてきています。

社会における経済格差自体は否定されるものではありません。しかし、社会的構造によって貧困が生み出され、それが世代間連鎖しているとしたら—子どもが社会的な様々な条件下で貧困の状況に置かれ、教育機会が十分に与えられず、大人になってもその状況を解消できず、親となってまた子どもに貧困という制約を課すことになっているとしたら—、それは問題ではないでしょうか。それを解消できない社会保障制度は、改善されるべきではないでしょうか。

本テーブルでは、まず事前勉強会でインド・モンゴル・日本の事例を紹介し、振り返

って、『貧困』とは何か』について考えたいと思います。そして ALSA Integration 本番では、生活保護制度を巡る問題点を紹介し、『貧困』にどうアプローチしたらよいか』を考えてもらいます。特に教育機会に関するアプローチを取り上げ、制約要因も考慮した上で、日本の現状の社会保障制度の在り方について一緒に考えます。

「平等・公平」という法が理想とする概念を、具体的な問題との関連の中で問い直し、自分の考えを確立する機会を設けます。より良い社会の在り方について、自分の考えを立て、既存の制度に寄り添いつつ、複合的な視点から具体的な方策を考えるきっかけが作れればと思います。

v. 参加者

安食 由布子 (中央大学1年)	山田 薫 (早稲田大学1年)
川村 圭子 (中央大学1年)	彌永 彩果 (早稲田大学1年)
小林 愛友美 (中央大学1年)	清水 保奈美 (早稲田大学1年)
田中 陽一朗 (中央大学1年)	山下 知穂 (中央大学2年)
小野 由梨香 (中央大学1年)	伊藤 安奈 (早稲田大学2年)
坂本 美南 (東京大学1年)	竹生 優 (一橋大学3年)
石岡 大祐記 (一橋大学1年)	満尾 仁美 (一橋大学3年)
吉川 拓馬 (立教大学1年)	西井 さやか (早稲田大学3年)

vi. 議論の流れ

【事前勉強会】

『貧困』とは何か、身近にあるか』という質問から事前勉強会は始まりました。相対的なもの・社会の下層に追いやられること・人らしく生活していくのに支障をきたすようなお金のなさ、など色々な意見がでました。次に、インド・モンゴル・日本の『貧困』の具体例をムービーで紹介しました。「システム思考」のループ図分析を紹介し、貧困のループ図を描いてきてもらう下準備をしました。

続いて、19歳のホームレスの少年について扱った、NHKの「ハートをつなごう『貧困』』という番組を見ました。講師として来て頂いた担当ディレクターの矢野さんと真野さんからは、日本の貧困に対して、取材を通しての率直な感想等を頂きました。番組に出演されていた方で、同じく講師として来て頂いた、元ホームレスでホームレス支援をしているNPO法人もやいのスタッフ、富樫さんからは、当事者/支援者としての経験と貧困に対する意見を語っていただきました。活発な質疑応答がなされました。

【1日目】

『貧困』はなぜ生まれ、どうアプローチできるか』が1日目のテーマでした。事前

勉強会の宿題として書いてきてもらったそれぞれの貧困の捉え方（ループ図）を見せ合いながら議論がはじまりました。上がったアプローチの方法は、精神面・労働面・教育面など多岐に渡りました。

その中で、特に身近で考えやすく、また波及効果も大きい教育面へのアプローチを取り上げて、議論を進めました。日本の現行の社会保障制度を法規から概観した後、奨学金等を含めた教育面への保障について紹介しました。

次に講師として来てくださった、新聞奨学生110（仮）代表村澤さんには、新聞奨学生が置かれている状況について語っていただきました。その中で、新聞奨学生が置かれている現状と、経済的困難の中で進学を望む学生たちの生の声を伝えていただきました。

続いて、進路希望の所得や成績との相関、大学進学のエconomic的収支（就職率・生涯賃金への影響）、大学進学率、学士資格が必要とされる職種の紹介、「適正化」の背景（不正受給者の実態・国の財政収支）などの客観的情報を伝え、同時に自分がなぜ大学進学を希望したか考えてもらい、あわせて大学進学保障の是非について考えてもらいました。

ディベートの説明をして、2日目に備えました。

【2日目】

ディベートの論題は、

「日本において、生活保護受給家庭に大学進学費用のための貯蓄を認めるべきである」というプランについて賛成(肯定)、反対(否定)の立場にわかれて論じなさい。

法律、プランの目的と妥当性・効果、費用、プランの対象などに留意してください。というものでした。

今まででできたすべての情報を整理・統合してもらうことがディベートの狙いでした。保障と裏表の負担の存在、「最低限」の意味、「教育の機会均等」の意味、などいろいろな点に目を向けてもらうことができました。参加者からは肯定側・否定側両方の立場から意見交換をしてみて、自分の考えが深まったという声が聞かれました。

最後に、保障を要求する「不平等」とは一体何か、逆に言えば、「平等」とは何を意味するかについて議論をしました。機会の平等、結果の平等、ロールズの正義論(機会均等原理、格差原理など)を紹介した後、対応する具体的な社会保障制度を考えてもらいながら、自分の中での平等と不平等の境目はそれらの概念からすると、どのあたりに定義されるかについて考えてもらいました。そして、意見交換をしました。それを踏まえ、日本の貧困に対する考えと社会保障の在り方について、参加者一人ひとりの意見を発表してもらいました。

vii. 総括

貧困とは何か（貧困の定義）・どのようにアプローチすればよいか（社会保障の在り

方)・なぜアプローチが必要か(平等の定義)について3日間かけて議論し、参加者それぞれの意見を立ててもらいました。それぞれの意見は、違った角度から捉えられていながら、折り重なりあう部分が多かったことが、興味深く思います。

実際には、機会の実質な平等は達成されることなく、貧困はなくなることはないのかもしれない。しかしそれは、何らかの努力の必要性を否定するものではなく、むしろその必要性を強調するものです。社会保障制度は他人事ではなく、自分たちの意思がそのあり方を決める、共助制度です。複眼的に事実をしっかりと見つめた上で、一人ひとりが価値観を問い直し、また築く必要があると思います。

貧困問題に関して、今日本では、一部の当事者たちしか現状情報を有しておらず、一方通行の議論ばかりで、他の人は関心を持ってない状況にあると思います。第一テーブルの3日間は、少なくとも、テーブルに参加してくれた一人ひとりにとって、状況の突破口になればと思います。

viii. TC・AC感想

教育機会の均等というテーマは、私が個人的に生涯かけて取り組みたいと思っているテーマです。それが「貧困」という問題群の中に含まれるとは思っていませんでした。インドやモンゴルで出会った人たちや見た景色から受けた衝撃の意味と、向こうの学生に日本の現状を問われて考えた日本の現状を振り返って、日本で私が出会い、問題だと思ったことは実は「貧困」の周りの不平等に関する問題であるのではないかと思います。

調べ始めて、この日本の貧困という問題は、問題提起され始めたばかりの段階にあると感じました。独善的で一方通行の意見ばかりが目立ち、ある一部の特定の層で議論されているだけで、違った立場の人同士の意見交換ができていない状態だとは言えません。関心を持っている人は少数で、生産的な方向、解決の方向に世の中が向かっていると到底思えません。

貧困と社会保障をめぐる情報は膨大です。当事者ほどの情報は有していません。短い時間で最適解を見つけるのは不可能です。そこで、今回は、学生という第三者の立場を生かして、現実の事象を抽象的な概念ツールを使って整理し、色んな角度から分析を加えてもらいました。もちろん、甚だ不十分な段階までしか考えを詰めることができませんでしたが、私たちコーディネーターも含め一人ひとりが、意見交換を経て相対化され、自分の価値観を見つめることができたのではないかと思います。そうして深められたそれぞれの考えというものを交換できたのは、大変有意義だったのではないかと思います。この経験が将来、一人ひとりがこの問題に対しての意思決定を求められたときに、役に立てば幸甚です。

最後に、このテーブルを支えてくれた皆様一人ひとりに対して、厚く御礼を申し上げます。

たいと思います。

Table Coordinator 佃真衣（東京大学工学部システム創成学科 E&E コース 3 年）

自分自身このテーマについてコーディネーターをするということが決まる前までは、日本の「貧困」という問題に対してさして目を向けることもなかったし、深く考えることもなかったのもので、一参加者と同じ目線からリサーチを始めることになりました。リサーチをする中で知識を得るようになり、また教育という視点に絞ってからは、この問題が決して遠い異国の話ではなく、自分の身近にある問題なのだと認識するようになり、それと同時に自らの境遇に鑑みて考えることができるようになりました。確かに貧困の要因は様々であり、その構造は複雑で簡単に解決の糸口を見つけることはできません。そういった意味で、今回とりあげた「教育」という観点も一つの切り口にすぎません。しかし、学生という立場から、教育の可能性について考えてみることは実に有意義であったと思います。

Assistant Coordinator 日野正実（東京大学法学部一類 3 年）

ix. 参加者感想

始まる前、私は貧困なんて日本の中には存在していないだろうと思っていました。しかし、現在貧困層にいる人が 1200 万人もいること、その中で生活保護を受けられているのは 16.3%しかいないということを知りショックを受けました。

今回の特に講師の方のお話の中で印象に残った言葉が 2 つあります。まず、「自分にとって貧困を脱出する手段は放送作家になることだった」という元新聞奨学生という言葉です。大学まで生活保護を行うかどうかという問題はディベートをやっても答えは見つからなかったのですが貧困と教育が密接に関係していることがはっきりわかりました。もうひとつ、事前勉強会でもやいの富樫さんがおっしゃった「当事者性を持つ」ということです。政府が生活保護をやりたがらないと事実をお聞きしたのですが、自分に還元して考えると政府が貧困者を無視したように自分も無視している事実が浮かんできました。また、それに対して恥ずかしくなりました。

3 日間議論することで貧困というものがぐっと身近に思えてきました。ただ人と接するにしてもそういうことが頭の片隅に過るようになりました。今回学んだだけで考えを止めてはいけないと感じます。これから、自分の中で発展させて、さらに何か具体的に行動して行けるようになりたいと思います。

清水 保奈美（早稲田大学法学部 1 年）

【Table 2】

i. 分科会責任者

Table Coordinator	高橋 慶成	中央大学法学部 2 年
Assistant Coordinator	杉田 寿憲	一橋大学社会学部 2 年

ii. お越しいただいた講師の方

張 学鍊様 (弁護士、みどり共同法律事務所)

iii. 分科会名

外国人の人権 vs 日本の国防～指紋押捺制度から考える～

iv. 分科会テーマ設定趣旨

参加者は日本に入国する際に指紋押捺を義務付けられていないことから当事者意識を抱きにくいので、この問題について思考することで、今後そのような問題に直面するときに問題意識を持ちやすくなってもらうためにこのテーマを設定し、かつ「テロ」の未然防止を目的として世界で強行的な制度が次々と成立していることに問題意識を持ってもらう。

v. 参加者

大塚清輔 (中央大学 1 年)	三原由加 (中央大学 2 年)
木崎美奈子 (中央大学 1 年)	鍾宋旺 (中央大学 2 年)
武内万里子 (早稲田大学 1 年)	徐美璟 (電気通信大学 2 年)
田上雄太 (一橋大学 1 年)	石井竜馬 (中央大学 3 年)
大西彩奈 (中央大学 2 年)	原梓 (東京大学 3 年)
田口美幸 (中央大学 2 年)	佐久間貴子 (早稲田大学 3 年)
勘解由小路雄一 (早稲田大学 1 年)	

vi. 議論の流れ

【事前勉強会】

外国人差別問題（浜松宝石店入国拒否事件など）がどうして発生するのかを考え、外国人と日本人との差異を必要以上に意識しすぎているところがあるのではないのかなど、外国人差別問題に関する問題意識を持ちました。また、指紋押捺制度以外の入国管理制度（APIS、不法滞在者電子メール通報システムなど）と共に入国管理局業務の現状を学びました。

【1 日目】

指紋押捺制度は外国人のプライバシー権を侵害していると考えられているので、外国人にまず基本的人権が保障されているのかどうかを、法律的に判例などをとらして学び、プライバシーの権利が日本国憲法上保障されるのかどうかを事例（外国人登録法違反事件など）を通して理解し、その後指紋押捺制度の概要や目的・背景、問題点（外国人の人権侵害、テロリスト認定問題など）について学びました。また、張弁護士（旧指紋押捺拒否者、みどり共同法律事務所）に旧指紋押捺制度や今回の指紋押捺制度、その他の外国人を差別するような制度の講演をしていただきました。

【2 日目】

指紋押捺制度に関して政府側と人権側に分かれて、「不法滞在者減少のために今後指紋押捺制度を続けていくべきかどうか」をテーマにし、ディベートを行いました。そして、外国人の人権と国の治安維持のどちらを優先するのかを比較衡量を通じて考えることで、指紋押捺制度の是非に関して議論を行いました。

vii. 総括

参加者の中には留学生や帰国子女もいましたが、参加者のほとんどがあまり外国人と接したことがない人で、今回のテーマに関して問題意識を持ちにくいところですが、参加者は意欲的に思考し、ある一定の考え方を持てるまでできました。

viii. TC・AC 感想

今回のテーマは日本人である参加者が指紋などを採取されることはなく、当事者ではないことから問題意識が薄いのが現状です。また、国際情勢を考えると、9.11 米国同時多発テロ以降、テロの未然防止を目的として様々な制度が合理的な目的のないまま、また日本においては十分な説明、議論のないまま成立しています。この状況で国民一人ひとりがしっかりと制度の内容を理解し、その是非に対して判断していかないとこのような制度がもし自分たちにとって不利益を生じた時に、そのことにも気付かずにいるのかもしれない。

また、来日外国人者数が増加し続けている最近では、外国人による犯罪の報道や外国人の人権問題も多数存在し、その多くは早急に解決が図られないと今後も問題は増加していくと思われます。その時に、外国人問題の原因をしっかりと理解していなければ、解決することもできないでしょう。

この AI を通じて参加者一人ひとりがしっかりと理解し、問題意識を醸成することを

目標に行ってきたのですが、この指紋押捺の問題を法的な視点で理解していくことが出来たと思います。

Table Coordinator 高橋慶成（中央大学法学部 2 年）

もちろん参加者に問題意識を持ってもらう一助にはなったと思うが、何とんでも自分自身の勉強になった。今後様々な学術活動を行っていく中で今回の経験を活かし、より多くの人に質の高い経験をしてもらいたい。

Assistant Coordinator 杉田寿憲（一橋大学社会学部 2 年）

ix. 参加者感想

はじめは、このテーマの『外国人の人権と日本の国防』の問題のことなど考えたこともなく、テロ未然防止のために外国籍の人々に指紋情報の提供を義務付けた指紋押捺制度のことも何も知りませんでした。それで、AI が始まるまで、ただ漠然と『でも、外国人なわけだし、国防のためには必要なのではないか』などとも考えていました。そのような私は、ディスカッションが始まって愕然としました。まず、自分の無さ、考えのいい加減さを思い知りました。今までただ漠然としたイメージだけでものを考えていた私には、『そもそも基本的人権って何？』とか『テロって何？』など基本的な定義からしっかり考えるということは、新鮮な体験でした。また、他のメンバーのいろいろな考え方にも驚かされました。このテーブルには留学生の方も多く、皆さん様々な体験の持ち主でした。ですから、彼らが話してくれた考え方は、私が今までまるで思いもしなかった視点などが豊富に含まれていました。

そして、そんな私も、いつしか考えたこともないような問題について自分の考えを話せるようになっていました。それは一つにはテーブルの空気のおかげでした。真剣に気兼ねなく自分の意見を言うことができ、なおかつ肩に力が入らずに楽しく議論が出来たのはこのテーブルのととてもよい雰囲気によるものでした。また TC・AC の具体的でわかりやすい説明や綿密な資料、先輩方の絶妙なアドバイスもまた、私が充実してディスカッションに参加できた理由の一つだと思います。講師である、第一線で活躍している張弁護士面白いながらもとても多くのことを考えさせられるような講演や、生まれて初めてのディベートで、自分の考えがまとまらずまた恐ろしいほど言いたいことが伝わらない中も、白熱した戦いがあったことなど、いい経験は思い出すときりがありません。

今は、AI に参加して、このテーマで話し合うことができて本当によかったと思いました。

勘解由小路 雄一（早稲田大学法学部 1 年）

【Table 3】

i. 分科会責任者

Table Coordinator	津久井 康太朗	早稲田大学法学部 2 年
Assistant Coordinator	鷺見 彩奈	早稲田大学政治経済学部 2 年
	石田 暁子	フェリス女学院大学国際交流学部 2 年

ii. お越しいただいた講師の方

百瀬 圭吾様	(てのひら～人身売買に立ち向かう会～)
大塚 綾乃様	(てのひら～人身売買に立ち向かう会～)

iii. 分科会名

外国人売春婦に対する人権侵害～あなたの知らない日本の裏側～

iv. 分科会テーマ設定趣旨

現在、世界では人身取引が大きな問題となっています。その数は 240 万件にものぼるとされています。この日本においても人身取引は多く行われており、主要な人身取引受け入れ国となっております。しかし私達は普通に生活していく上で人身取引について意識することはほとんどありません。

世界的に大きな問題になっている人身取引について私達が意識的になれないのはなぜでしょうか。私達は普段生活していく上であまりに多くのことを見逃してはいないでしょうか。本テーブルでは人身取引の解決策を参加者と考えていくことで、「気づく」ことや「知る」ことの大切さを今一度確認しようと思います。

v. 参加者

古坂純 (中央大学 1 年)	大塚舞 (中央大学 2 年)
山根佑介 (中央大学 1 年)	金澤忠宙 (東京大学 2 年)
新稲文乃 (早稲田大学 1 年)	田中杏奈 (早稲田大学 2 年)
野尻麻美 (早稲田大学 1 年)	大部志門 (早稲田大学 2 年)
吹野加奈 (早稲田大学 1 年)	垣鍔晶 (早稲田大学 3 年)
藤澤秀夫 (早稲田大学 1 年)	中澤翔 (早稲田大学 3 年)
地曳暁瑛 (一橋大学 1 年)	星麻衣子 (中央大学 3 年)
青柳俊久 (東京大学 1 年)	増田健一郎 (中央大学 3 年)

vi. 議論の流れ

【事前勉強会】

① アイスブレーキング

- ・ 他己紹介
- ・ フルーツバスケット
- ・ クイズ

② 映像資料鑑賞 (trafficking 警視庁 2004 年)

③ ディスカッション 1 「映像資料を観た感想」

～参加者の意見～

- ・ 自分の意思で日本に来ていないところが問題
- ・ 利用されるだけされて保護もされてない被害者がいるはずだ
- ・ 人身取引という問題はなんとなくは知っていたが、ここまで組織化されているとは思わなかった

④ レクチャー

- ・ 人身取引の定義
- ・ 人身取引の現状
- ・ 人身取引の流れ
- ・ 国際的な人身取引に対する取り組み
- ・ 日本の取り組み
法改正、政策変更

⑤ ディスカッション 2 「日本政府がこれから行うべき対策」

～参加者の意見～

- ・ 人身取引が行われていることを多くの人(被害者を含めて)に伝えていく
- ・ 人身売買罪の刑罰強化
- ・ 買春した者の責任を問えるようにする

【1日目】

① アイスブレーキング

- ・ 自己紹介

② 事前勉強会の復習 (レクチャー)

- ・ 人身取引の概要 (現状、流れ、国際的取り組み、日本の取り組みを含めて)
- ・ 日本政府が行うべき対策について (需要の抑制と啓発)

③ ディスカッション 1 「そもそもなぜ人身取引について取り組むことが必要なのか？」

～参加者の意見～

- ・ 治安悪化の防止

- ・ 弱者は守らなくてはいけない
- ・ 最悪の人権侵害が起こっているから
- ・ ジェンダー意識の違いが人身取引の原因となっているから

※多くの参加者が人権侵害を人身取引に取り組まなければならない理由として挙げた。

④ ディスカッション 2 「では人権とはなにか？」

～参加者の意見～

- ・ 人権は人としての最低限の権利
- ・ 当たり前のものでみんなにとって必要なもの

⑤ レクチャー

- ・ 人権の歴史的経緯
- ・ 日本における人権の法的根拠

※日本では人権の根拠として「人間の尊厳」を挙げているが、「人間の尊厳」とはいったい何か。

⑥ ディスカッション 3 「人間の尊厳とは？」

～参加者の意見～

- ・ 自分が個人として尊重されること
- ・ 自分が何者で、どういう状況にあるか知っていて、やりたいことができる
- ・ 不当に邪魔されることなく自分の人生を自分の意思で生きることができる
- ・ 人間であることを誇れて幸せであること
- ・ 侵されて初めてわかるもの
- ・ ボクがボクらしくあるための利益

※本テーブルでは参加者の支持を一番集めた「ボクがボクらしくあるための利益」を「人間の尊厳」とすることにする。

⑦ ディスカッション 4 「では実際の人身取引のケースをみて、先ほど定義した人間の尊厳が侵されていると思うか？」

～参加者の意見～

- ・ 売春婦として働くしか選択肢がない時点で人間の尊厳が侵されている
- ・ 労働条件が過酷すぎであり、人間の尊厳は侵されている
- ・ 確かに本事例の被害者は日本で性産業で働くことを知っているが、日本での労働状況はひどすぎるものであり、人間の尊厳を侵している。

※人間の尊厳を侵しているからこそ人身取引対策を進めなくてはいけない、と再確認。

⑧ ディスカッション 5 「人間の尊厳の観点からすると人身取引に対してどんな対策をすべきか？」

～参加者の意見～

- ・ 被害者がシェルターの存在を知らない可能性があるので「啓発」
- ・ 買う人も加害者になっているので需要の抑制

- ・ 入国審査の管理

※ 人間の尊厳は一度侵されてしまったら完全に回復することはできない。よって人身取引の「防止」で人間の尊厳が侵されない状況を作るのが大切。

⑨ ディスカッション 6 「お金で性的行為をするのは許されるか？」

～参加者の意見～

許される	許されない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制すると自己決定権がおかされてしまう ・ 職を失ってしまう人がいる ・ 売春も労働手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人間の尊厳を侵している ・ 女性の身体的、精神的苦痛は消えない ・ 間違っって子供ができてしまったらどうするのか

⑩ レクチャー

- ・ 日本の売買春に対する態度（売春防止法、風俗営業法について）

⑪ ディスカッション 7 「なぜ単純売買春には刑が科されないのか？」

～参加者の意見～

- ・ 闇ブローカーの増加の危険性
- ・ 立件がしがたいから
- ・ 自己決定権を侵すから

⑫ レクチャー

- ・ 自己決定権とは
- ・ 自己決定権の必要性

※人身取引の防止のために需要の抑制や性産業の縮小化は欠かせないが、自己決定権を侵す可能性がある。

【2 日目】

① ディベート 「売買春（お金のやりとりがある性的行為一般）に刑を課すことに賛成か？反対か？」

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"> ・ 売ることに刑を課すことで性産業が縮小化する上、買うことにも刑を課すことで需要の抑制が図られ、人身取引が防止でき人間の尊厳が守られる ・ そもそも売春自体が人間の尊厳を侵している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買春に刑を課すと職を失う人が多く出てしまう。 ・ 売買春が闇に潜るだけ。 ・ 現在の風俗営業法と矛盾が生じてしまう。

※なにかひとつの利益を守ろうと、あるものを規制すると、そこで新たな問題が発生してしまう。よって規制することは難しい。では次に、学生にもできるうえなにかを規制をしないでできる効果的な人身取引対策「啓発」について見てみることにする。

② 講師の方（「てのひら 人身売買に立ち向かう会」百瀬圭吾様、大塚綾乃様）の講演

- ・ 人身取引について（現状、人身取引の見方）
- ・ てのひらの活動
- ・ 啓発の重要性
- ・ ワークショップ「児童の人身取引について」

③ まとめ

- ・ 啓発、知ること、気づくことの重要性
- ・ 今日から自分達はどのように変わるか

vii. 総括

社会を構成する全員が「知ること」「気づくこと」「意識的になること」が人身取引の問題の解決、そして社会に存在する様々な問題の解決において欠かせない重要なファクターである、ということが本テーブルの結論です。

私達は事前勉強会を含め3日間、人身取引の問題を解決するにはどうしたらよいのか、ということを考えてきました。確かに日本の人身取引に対する姿勢は他の先進諸国に比べると、政府とNGOの協力関係の構築、ブローカー等の訴追方法等まだまだ遅れている部分があります。しかし、人身取引対策を「人身取引の防止」「人身取引加害者の訴追」「人身取引被害者の保護」の3つの観点からみると制度が整ってきているのも事実です。さらに私達は「防止」の観点から「買春する人の需要の抑制、性産業縮小を目的として売買春に刑を科す」のはどうか、という議論もしました。この議論で新たな規制を設けることの難しさも実感しました。

では今後日本はどのように人身取引対策を進めていくべきなのでしょう。それはいかに今ある制度を効果的、または実質的に運用するかがポイントとなるでしょう。人身取引に対して様々な対策が講じられた2004年の翌年である2005年には人身取引被害者数、加害者の訴追件数ともに急上昇しています。しかし、2007年には被害者総数が2005年の半数まで落ち込んでしまった。確かに日本が様々な対策を講じたから人身取引の総数が少なくなったという見方もできるでしょう。しかし昨年保護された被害者数43人は明らかに少なすぎます。このことから日本は「やればできるのにやっていない」ということが見て取れます。

それでは日本にいかにして「やらせれ」ばいいのでしょうか。それは一重に私たち一人ひとりが人身取引に意識的になる、人身取引の問題は人権を侵害する深刻な社会病理であることを認識することにかかっていると思います。日本社会全体が人身取引を解決

しなければいけない問題だと意識する、これが日本政府を動かす大きな要因となり、人身取引問題解決の大きな一歩となると思います。

人身取引は、1990 年代に起こったママさん殺害事件の人身取引被害者が語ったように「人間の尊厳」を侵す問題です。だからこそこの問題に取り組まなくてはならないと思います。しかし一人ひとりが意識的になるだけでこの問題の解決へと近づくのです。それなら人身取引という問題を意識して生活しよう、なにかに「気づく」ことを大切にして今後の学生生活をすごそう、というのがこのテーブルの参加者全員がもった共通認識であり、私達の 3 日間の議論の成果でもあります。

viii. TC・AC 感想

このテーブルを通じて私が学んだことは二つあります。

一つ目は信念を持つことの意義です。人身取引が現在世界的に問題になっているのに、日本の認知度があまりに低い。この問題は誰かに伝えなければならない、という問題意識からこのテーブルで人身取引を扱うことを決めました。人身取引について調べれば調べるほどその現状の悲惨さ、そして複雑さがわかり、ただ「伝える」だけでいいのだろうか、という疑問が何度も浮かびました。そんな時出会ったのが、今回講師としてお招きした「てのひら」でした。「知ること」「気づくこと」の大切さをどうどうと理念として謳っていて、自分のやろうとしていることは間違っていないと確信することができました。自分のやろうとしていることに自信がもてたからこそ、私が伝えようと思ったことが参加者に伝わったと思います。自分が信念を持って行動すれば他人を動かすことができることを痛感しました。

二つ目は「話し合うこと」の重要性です。一人で考えているときは思いもしなかったアイデアを思いつくことができました。このテーブルで一番不安だったのが「人間の尊厳ってなに？」というディスカッションでいい案がでるか、ということだったのですが私が予想していた以上に参加者がいい案を出してくれました。そしてお互いの「人間の尊厳」についての考えを深め、確認することができました。さらに「人間の尊厳」のような個人個人でその定義が違うものでも「話し合う」ことでその共通点が発見できました。誰もが納得できる「人間の尊厳」が見つけることができました。このように「話し合う」によっていつかは誰もが納得できるものを見つけることができる、という当たり前のことも体験することができました。

最後にこのテーブルが成功したのも、内容に関してアドバイスをくださった実行委員会、お忙しい中取材を受けてくださった方々、活発に議論してくれた参加者、そしてなにより TC を支えてくれた二人の ACのおかげです。本当にありがとうございました。

Table Coordinator 津久井康太朗（早稲田大学法学部 2 年）

AI を終えた今振り返ると、テーブルを作っていくことは想像以上に大変な作業でした。1 人では視野がどうしても狭くなりがちな TC の考えを引き出し、指摘するのが AC としての私の仕事の 1 つだったのですが、途中途中で何度も行き詰まり、果たして私が TC の役に立ったのかは自信がありません。しかしこうした苦しさと同時に、学び、知る楽しさもありました（知ることは時に辛くもありましたが）。とりわけ、関係者への取材は初めての経験だったのですが、現場の声を聞く重要性を身をもって感じました。AC をはじめた当初はよくわからなかった日本の「人身取引」の現況を知り、参加者と共に考えたことは、ALSA 会員として有意義な時間でした。このテーブルをきっかけに、人身取引や売買春に関する考えや、繁華街等で客引きをする外国人女性に対する参加者の見方に変化が起きたら幸いです。私自身、今回の AI の反省・収穫を今後の ALSA 生活、そして人生に活かしていこうと思っています。

最後になりましたが、参加者の皆さんや統括をしてくださった先輩、レジュメに意見を下さった先輩、取材先の方や講師の方々、そしてなにより TC の津久井、AC の石田に感謝します。有難うございました。

Assistant Coordinator 鷲見彩奈（早稲田大学政治経済学部 2 年）

今回初めて AI に参加し、同時に AC を務めたので大変緊張していましたが、私の担当した第三テーブルは非常にアットホームな雰囲気です。皆優しく、議事録をとりながら私もディスカッションやディベートに思わず参加したくなりました。

今回 TC を支える者として反省するにあたって、議事録を務める際の取り組むべき準備を怠っていたことが挙げられます。まず、事前勉強会、当日 2 日間分の資料やレジュメが PC に用意されてなかったことです。このため大変議事録がとりづらいものとなりました。それから、IC レコーダーの準備も当日要請したため、2 日目からの使用となりました。以上の準備段階での取り組みが甘かった点を顧みて、今後は緊張感を持って緻密な計画を立てたいと思いました。

AC としてまだまだ未熟だったと思いますが、TC とともに第三テーブルをまとめられたのは参加者と実行委員会の協力と指導のおかげです。今年の夏に開催される ALSA の国際企画の一つである Study Trip の AC も挑戦しようと思っていますので、今回学んだことを活かせればと思います。貴重な経験をさせて頂いて本当にありがとうございました。

Assistant Coordinator 石田暁子（フェリス学院大学国際交流学部 2 年）

ix. 参加者感想

私は、今回第三テーブルに参加しました。そこでは、主に人身取引における人権侵害について考えていきました。今回の AI に参加するまでは、人身取引は自分の知らないところで起こっている自分には関係のないものであると考えていました。外国人売春婦に関して、自らの意思で出稼ぎに来ているのだらうと思い、彼女たちの生活事情などについて考えることはなかったです。

けれども、今回このテーブルに参加したことで、日本でも人身取引は普通に行われているものだと知ることが出来ました。また、外国人女性の中にはだまされて日本に連れてこられた人もいること、人として扱われず奴隷のような生活をしている人もいるということが分かり、それが何よりも衝撃的なことでした。

全体を通して、同じテーブルの学生たちと意見を述べ合い、一緒に考えるということをして、この問題に関して知識を深められたのは非常に良かったです。ただ、それだけでなく、一人ひとりがこの問題のについて深く考え、自分なりの意見や解決策や問題意識をもてたことが、これから私たちが社会で様々な問題に取り組んでいく際に役立っていくのだと思いました。

これから先、外国人売春婦を見たときに以前のように自分には関係のないことという風に考えることは決してないと思います。自分が知った問題を多くの人に伝え、少しでもこの問題の解決になればと思います。自分の中にこうして問題意識を持つ機会を得られたことを非常にうれしく思っています。

大部 志門（早稲田大学法学部 2 年）

【Table 4】

i. 分科会責任者

Table Coordinator	中山 勝俊	中央大学法学部 2 年
Assistant Coordinator	岩田 実可子	中央大学法学部 2 年

ii. お越しいただいた講師の方

鷹瀬 美佐様 (社団法人日本臓器移植ネットワーク)

iii. 分科会名

臓器売買～本当の意味での自己決定とは？～

iv. 分科会テーマ設定趣旨

臓器売買における自己決定権は生命倫理、道徳、医療、貧困など様々な問題が複雑に絡み合っています。一律に禁止することも、一律に認めることも必ずしも根本的な解決にはなりません。

そこで、今回はみなさんがあまり目を向けてこなかった臓器売買の問題やそれを取り巻く現状を認識して、道徳の観点からだけでなく、医療の分野での側面、貧困や悪徳ブローカーの存在という面も踏まえた上で、ドナーにとっての本当意味での自己決定権とはどのように確保されるかについてディスカッション、ディベートを通してみなさんと導いていきたいと思えます。

v. 参加者

佐久間由佳 (中央大学 1 年)
柳原佑多 (中央大学 1 年)
小田切洋司 (日本大学 1 年)
石野遼 (早稲田大学 1 年)
大原啓道 (早稲田大学 1 年)
鈴木美莉 (早稲田大学 1 年)
武田洋平 (早稲田大学 1 年)

尾形宗大 (中央大学 2 年)
中道由理加 (中央大学 2 年)
宮崎保明 (東京大学 2 年)
内海智喬 (一橋大学 2 年)
岡村布美 (早稲田大学 2 年)
高橋郁 (早稲田大学 3 年)

vi. 議論の流れ

【事前勉強会】

レクチャー

- ・言葉の定義
- ・アジア（インド、フィリピン）における臓器売買の現状
- ・日本の臓器売買事件(愛媛県宇和島徳州会病院臓器売買事件)

【1 日目】

レクチャー

- ・臓器売買における自己決定権と生命倫理・道徳の対立
- ・医療界における臓器不足と臓器売買を取り巻く現状

Discussion 1 臓器売買において個人の自己決定権は尊重されるべきか？

肯定派

- ・やはり、臓器を売買するといっても、その行為自体が自己決定に基づいたものである以上、個人の意思の表れとして尊重されるべき。
- ・ありとあらゆる行為は原則として他者に危害を加えない範囲で保証されるべき。したがって、臓器を売るという自己決定は尊重されるべき。

否定派

- ・臓器を売りたいという自己決定は、公の秩序を乱すから尊重されるべきではない。
- ・臓器を売りたいという自己決定は、瑕疵がある可能性が高いので、尊重されるべきではない。
- ・臓器を売りたいという自己決定は、倫理的に見ても尊重されるべきではない。

Discussion 2 臓器を売りたいという個人の意思を生命倫理・道徳的観点から制限してもよいのか？

肯定派

- ・いくらその概念が曖昧であるとはいえ、秩序を乱す危険性がある以上、制限されるべきである。
- ・道徳とは社会正義を達成するための規範である以上、臓器売買は正義とは言えないので、制限されるべきである。

否定派

- ・生命倫理、道徳は概念があいまいすぎるので、制限根拠とはなりえない。
- ・制限根拠にはなりうるが、単にこの観点から制限を加えることは許されない。

Discussion 3 個人の自己決定権、生命倫理・道徳、現実の面を見てきたうえで、臓器売買は禁止されるべきか？

肯定派

- ・自己決定権は尊重されるべきだが、生命倫理・道徳および現実の面から見ても、制限を受けることは当然であり、臓器売買は禁止されるべきである。
- ・生命倫理、道徳的観点から見ると、曖昧で制限を受けるかは不明確であるが、現実問題として、弊害がたくさんある以上、それらを根拠にして、臓器売買は禁止されるべきである。
- ・単にドナーだけでなく、レシピエントのことも考えると、結果として、自己決定権に優先して考えられるべきで、臓器売買は禁止されるべきである。

否定派

- ・臓器不足という現状がある以上、臓器売買を認めて国が管理する市場を設けることによって、臓器の高騰も抑えられるし、技術のある医者が手術を行い、ドナーの身体的リスクを軽減することができる。
- ・ドナーには自己決定権というものが存在し、何人も原則として侵すことができない。したがって、それは臓器売買においても同様であり、禁止することは許されない。

【2日目】

Debate 臓器売買の是非

肯定側主張

- ・臓器売買を認めることによる個人の自己決定権の確保
- ・臓器不足の解消
- ・公的機関を設けることによる、悪徳ブローカーや臓器の高騰の防止
- ・生命倫理、道徳の概念の曖昧さ

否定側主張

- ・生命倫理、道徳に反するから
- ・臓器不足の解消となるかはわからない
- ・今後も悪徳ブローカーの暗躍や臓器の高騰に歯止めをかけることはできない
- ・臓器分配の公平性が侵害される。

Discussion Final 本当の意味での自己決定とは？

「ドナーにとっての本当の意味での自己決定権とはどのようなものか？」

⇒公的な機関において、身体的リスクに関する十分な説明やドナーが受け取る額の保障

もなされ、貧困などに付け入られることなく、個人が自らの意思によって、臓器を提供すること。

「現在においてドナーの自己決定権は確保されているといえるか？」

⇒全員が確保されていないと主張

- ・現状としては、国が上から一律に禁じている状態。ドナーサイドからの声が全く聞こえてこない。ドナーからの視点も必要なのではないか。
- ・国のメンツ、世間一般の倫理感・道徳で判断されている。
- ・生命倫理というあいまいなものを盾にしてよいのだろうか。

vii. 総括

事前勉強会においては、臓器売買における言葉の定義、アジアにおける臓器売買の現状、日本の臓器売買事件に関するレクチャーを行いました。

本番では、まず1日目に自己決定権の意義のレクチャーを行い、それを踏まえた上で、臓器売買における自己決定権を認めるべきか、というディスカッション、次に、生命倫理・道徳の概念をレクチャーした後、臓器売買における自己決定権をそれらによってのみ制限可能か、というディスカッション、臓器不足の現状をレクチャー後、自己決定権、生命倫理・道徳、現状を踏まえた上でのディスカッションを行いました。これらのディスカッションでは、皆TCの考えてほしいことを考えてくれて、コーディネートする身としては気持ち良かったです。次に2日目にはディベート「臓器売買の是非」、ディスカッション「本当の意味での自己決定とは？」を行いました。また、ディベート時に講師である日本臓器移植ネットワークの雁瀬美佐さんに来ていただきました。ディベートは白熱し、皆多くの発言をされており、雁瀬さんが日本の臓器移植医療についての講演をされているときにも、皆真剣に耳を傾け、質問をたくさんしていました。

そして、最後には皆に、ドナーにとっての自己決定権とはどのようなものかを考えてもらい、現状にあてはめてもらいました。様々な意見が出ていましたが、共通していたのは、「きちんとした情報が得られていること」、「貧困に付け込まれることのない中で」、といことを前提条件にしていました。それを現状に果てはめてみると、今の世の中では、ドナーの自己決定権は確保されていない、という結論に達しました。

viii. TC・AC 感想

私が今回の AI において TC をやった理由としては、一度 TC を経験したことがきっかけでした。参加者として、議論をするのはもちろん楽しいのですが、TC として議論の流れを作るとともに、みんながどのような議論を行っているのを見るのもなかなか楽しく、AI という大きな勉強会で TC をやるともっと楽しいのではないかと単純に思ったことが、TC をやったきっかけです。最初はテーマ設定に始まり、最後はレジュメ作り、レクチャーの内容決めと色々忙しかったのですが、その分とてもやりがいのあることだったと自負しています。

そのような中で、あえて臓器売買というテーマを選んだ理由は、臓器売買には様々な問題が複雑に絡み合っていて非常に興味深かったからです。私自身本番当日まで、自らの知的好奇心を満足させることができました。本番当日は緊張のあまりお腹が痛くなることもありました。AI 後に、参加者からこのテーブルで良かった、来年の AI で TC をやってみたいという感想をもらった時は、感動のあまり涙を流しそうになりました。今回、このようなダメな TC を最後まで支えてくれた AC 岩田さん、そして佐久間さん、下郡さんには本当に感謝しています。

Table Coordinator 中山勝俊（中央大学法学部 2 年）

私達が今回扱った「臓器売買」というテーマは、国内の貧困、世界的な臓器不足、ブラックマーケットの横行等の様々な問題が複雑に絡み合っています。日本で暮らしている分にはあまり馴染みがなく、おそらく深く考える機会がないであろうこのテーマを、「ドナーにとっての自己決定権」という視点から冷静に考え、参加者自身の意見を導き出すこと、これが私が AI を通してやりたかったことです。

レクチャーのやり方に改善すべき点があったこと、ディベートの資料が不十分であったこと等反省点は多く残りますが、TC・AC が興味を持った「臓器売買」というテーマを多くの参加者と共に考え、議論を交わすことができたことをとても嬉しく思います。

レクチャー、ディスカッション、ディベート、講師の方の講演や他の参加者との交流等を通して、今後の ALSA における活動またはその他の学生生活につながる何かを参加者に得てもらうことができたのならば、このテーブルをコーディネートした者の 1 人として幸いです。

Assistant Coordinator 岩田実可子（中央大学法学部 2 年）

ix. 参加者感想

今回の AI で有意義であったことは、主に二つあったと思います。

一つ目は、他大の一年生の人たちと親睦を深めることができたことです。ディスカッションやディベートの準備の際に、一緒に物事を考えることで、互いの物の考え方を知ることができ、ただの遊び企画では出来ない濃密な交流をすることが出来たと思います。

二つ目は、自分が新入生であったときのことを思い出して、この一年間で自分がどのように変わったのか、客観的に見ることの出来たことです。去年は、全くディベートの際などで論理的な考え方が出来ず、感情論でしか物を考えられなかったように記憶しています。今年は、多少論理的な思考が出来るようになり、ディベートの準備でも新入生にアドバイスをすることが出来ました。この一年間で、自分が少しは成長したことが実感できました。

最後になりましたが、TC の中山君も AC の岩田さんも本当によくこの問題について調べていて、感銘を受けました。同級生が大きな仕事をしているのを見て、自分も頑張らなければいけないという大きなモチベーションを得られたように思います。

尾形 宗大（中央大学法学部 2 年）

【Table 5】

i. 分科会責任者

Table Coordinator	古橋 卓也	早稲田大学社会科学部 2 年
Assistant Coordinator	加藤 大祐	早稲田大学法学部 2 年

ii. 分科会名

安楽死における患者の権利～安らかなる死とは？～

iii. お越しいただいた講師の方

甲斐 克則様 (早稲田大学大学院法務研究科教授)

iv. 分科会テーマ設定趣旨

安楽死という問題は、人の生命に関する問題であり、高齢化社会である日本では避けて通ることの出来ない問題である。なぜならば科学技術が進歩すると同様に、医療技術も格段に進歩し、以前とは比較できないほど生命に関する問題が複雑化しているからです。

そして先端医療技術の発達は平均寿命の上昇を意味していることに加え、高度医療化による延命治療が行われるようになってきたことにもつながってきます。しかし、患者本人の意識がない場合、それは誰のための延命治療なのでしょうか。家族ですか？医師ですか？それとも他に・・・？そうした中で、患者自身が自分の体については自分の意思で決める、もしくは意思が無くなったらこうしてほしいという考えを医師に示すことが重要視されてきました。患者の生命、そして患者の人格を最大限尊重しなくてはいけない安楽死・尊厳死という問題においてもそれは重要な概念となってきています。

しかし、そうした患者の意思というものは全てにおいて尊重されるというような、万能なものでは決してありません。なぜならば、他者の権利を侵害してまで個人の権利を尊重するといった事態は無秩序につながる危険性を有するものであり、どこかで制約を課す必要が生じるからです。では、どこまでが認められるのでしょうか？そしてどこから認められないのでしょうか？自己と他者間の権利関係を考えてもらうことを通じて、どちらともいえないようなグレーゾーンに対しても公平な判断を下すことができる、法的思考能力を養ってもらいたいと思っています。そうした力こそが、司法の道のみならず、日常生活においてもさえ相手の権利を尊重した、他者との共存に欠かせない価値判断そのものに当たると考えます。

v. 参加者

荒木信悟（中央大学 1 年）	横山綾（中央大学 2 年）
小山翔（一橋大学 1 年）	斉藤洋平（東海大学 2 年）
松尾直樹（早稲田大学 1 年）	斉藤奈津季（一橋大学 2 年）
大澤有砂（早稲田大学 1 年）	中尾彰信（早稲田大学 2 年）
須藤真（早稲田大学 1 年）	角田皓平（中央大学 3 年）
中村大輔（早稲田大学 1 年）	村上尚史（早稲田大学 3 年）
阿部貴幸（中央大学 2 年）	

vi. 議論の流れ

【事前勉強会】

- ① アイスブレーキング
 - ・ 自己紹介
 - ・ 名前覚えゲーム
 - ・ 「自分に関して」プレゼンテーション
- ② ディスカッション「安楽死に対するイメージ」

不治の病に冒されるひとの苦しみをとり除く行為。

医者と患者の責任対立が問題であるもの。

医療技術の進歩を阻むもの。

医療技術の進歩を疑う視点。患者の思いを考えて行動すること。

○×クイズ「以下の事例は認められるか」

- 問 1、脳貧血で倒れて全身不随となった父親が衰弱して激痛を訴え、「早く死にたい」「殺してくれ」などと叫ぶので、孝行息子甲が父親の願望を受けて牛乳ビンに有機リン殺虫剤を混入して、事情を知らない母親を介して飲ませ、死亡させた。
- 問 2、医師甲は、アルツハイマーの初期症状を呈していた女性乙が他人の世話になってまで生きていかなければなくなると診断されて医師甲の許を訪れ自殺を願望したのに対し、医師甲は自分が考案した「自殺装置」を乙に与え、乙はそれをもとに自殺した。
- 問 3、多発性骨髄腫で入院中の患者乙を担当する医師の甲は乙の危篤状態が続き、家族から苦痛から解放するために点滴等の抜去を強く要請され、悩んだ末、看護婦に指示し、点滴等を抜去させた。しかし、まだ乙は生存していたことから長男は医師甲に相談。その後、長男の要請により塩化カリウム製剤を注射し、乙は死亡した。

1 の結果

Yes . . . 2 人

理由 [病人が叫んでいるくらいであり、死にたがっているので。]

No . . . 8 人

理由 [母親の意志を尊重してないことは認められない。]

2 の結果

Yes . . . 5 人

理由 [第三者が介在していないのでいいのでは?]

No . . . 5 人

理由 [アルツハイマーは死にいたる病ではない。自殺とかを図ることはないので?]

3 の結果

Yes . . . 1 人

理由 [治る余地がなければ患者の意思を尊重すべき]

No . . . 9 人

理由 [刑法で罰せられそうだから]

③ レクチャー

安楽死に対する定義 [積極的安楽死・消極的安楽死・間接的安楽死]

尊厳死に対する定義

④ 映画鑑賞『ミリオンダラー・ベイビー (Million Dollar Baby)』

⑤ ディスカッション「以下の事例は何が問題となっているのか」

医師甲は今まで意識のない入院患者 7 人の人工呼吸器を家族からの要請をもって取り外していることが、同病院の調査で判明し、起訴された。医師は家族との合意は取れていたと述べているが、書面では残っていない。

- ・ 書面がない。
- ・ 医者が本当のことを言っているか不明であるし、書面があっても本当の家族の気持ちや患者の気持ちは不明である。
- ・ 本人の意思が不明。
- ・ 延命の意思の受け取り方がむずかしい。
- ・ 7 人もでるまで無視した病院の体質も問題がある。
- ・ 家族という存在の位置づけの難しさ。
- ・ 書面で残っていなければ医師の殺人罪になるのではないか。

【1 日目】

① 前回の復習

安楽死の定義の確認

② ディスカッション

「自己決定権とはどのようなものであるとイメージするか」

- ・ 医師から言われて受け入れるのではなく、自分で受け入れること。
- ・ 自分のことは自分で決める。
- ・ 医師の医療に固執はだめ、自分の生き方は自分で決める。
- ・ 他人の権利を侵害しない限り、発言、行動を決められる。
- ・ あまり、意識されないような特殊な権利。
- ・ 他人に侵害されないで自分の良心に従って動くこと。

③ レクチャー

自己決定権の定義

④ ディスカッション

「なぜ患者の自己決定権は大切なのであろうか」

- ・ 医師の裁量権は強いが、一方的に決められるのではなく、平等に決められるべきだから。
- ・ 医師の仕事は患者の命を救うことだが、患者は自分で決めたいから。患者の意思を尊重すべき。
- ・ リスクを負っていて、命がかかっているのは患者だから。
- ・ 財産目当てなど、他人の目論見で決まってしまうことも。そうではなく、患者の自己決定権を優先すべき。

⑤ レクチャー

- ・ 患者の自己決定権が重要視された背景
- ・ 法的根拠の説明
- ・ 法的重要性の説明

⑥ ディスカッション

「患者の自己決定権と家族の代行」

感情的には OK（理由としては家族に迷惑かけたくない。というのは、自分に意識はないという点から）

法的には NO（家族とはいえ患者に対する理解不十分。相続金まがいの安楽死とかはなされるべきではない。弱者への安楽死強要、本人の意思を否定する可能性あり。これが否定されると安楽死自体なりたないという理由で認めることはできない。）

- ・ 患者の自己決定権が重要視された判例
- ・ 家族の代行が重要視された判例
- ・ インフォームドコンセント、リビングウィル

⑦ ディスカッション

「患者の自己決定権と医師」

- ・ 医師の治療の権利

- ・ もし命にかかわるような場合なら、医師の決定を優先すべき。
- ・ 命に関係のない場合なら、患者の自己決定権を優先すべき。

⑧ レクチャー

- ・ オランダとオレゴン州の安楽死・尊厳死への動向
- ・ 安楽死・尊厳死法制化への懸念点

【2日目】

⑨ ディベート

「消極的安楽死を合法化すべきか」

肯定側立論	否定側立論
1、 自己決定権の尊重	1、 望まない安楽死の強要
2、 海外での安楽死の動向	2、 要件が不透明
3、 慈悲殺人の防止	3、 医師の冤罪

⑩ 講師の方のご講演

甲斐克則教授

「安楽死・尊厳死について」

⑪ ディスカッション

「自由と秩序の関係を考えることはどうして大切なのであろうか」

- ・ 1人で生きているわけではないから。
- ・ みんなと生きているから。
- ・ 相手のことを考えてあげることが大切だから。
- ・ 自由のみでは、ほかの人に迷惑をかけることになるから。秩序のことも考えてあげなければならない。
- ・ 自由と秩序は切っては切れないものだから。

vii. 総括

今回私のテーブルでは安楽死における自己決定権を中心に考えてもらった。これを自由と秩序の関係に置き換えて考えるのならば、自己決定権とは自分のしたいことをできる権利、すなわち自由に相当する。対して自己決定権を制約することは秩序に当たる。人間は、なぜ自由と秩序の関係について考えることが大切なのであろうか？それは、私

は個人は他者と共に生きてゆくことが求められるからであると考え。他者と共存してゆくにあたり、他者の権利は尊重しなければならない。もしそうでないならば、それは自分の意見のみを押し通すだけになる、単なる無秩序に過ぎないからだ。だとしたら他者と共存関係を営んでゆくためにも、他者の権利を尊重しなければならない。しかし、ここで考え方を考えるのならば、他者の権利を尊重することとは、自分の行える範囲を定めることができることにつながるのではないか。つまり、他者のことを考慮することによって初めて自他の範囲の違いが浮き彫りにされ、自分のできる範囲がわかり、より自分の自由の追及をすることができると思う。それによって他者と共存が可能になるのだと考える。

現在、世の中には自由をとるべきだ、もしくは秩序を取るべきだとは積極的に言えないような社会問題が多々ある。今回の AI で考えてもらったグレーゾーンを見極める能力を今後も養ってもらい、そうしたグレーゾーンの問題にたち当たったときに役立ててもらいたい。

viii. TC・AC感想

私は自分の伝えたいこと、参加者に考えて欲しいことを本当に参加者が考えられるよう、何度か進路変更を取ってきてしまいました。正直、その道のりは困難であって、幾度かくじけてしまいそうにもなりました。しかしこの AI で参加者が真剣なまなざしで議論をしてくれている姿を見たとき、「自分のやってきたことは決して無駄ではなかった」と感じる事が出来ました。このような企画で TC という立場を経験させてもらったことは、多くの教訓を学ばせて頂いたことだと上級生の方、そして参加して下さった ALSA 会員、そして最後まで面倒を見て頂いた学術統括の方に感謝しています。

Table Coordinator 古橋卓也（早稲田大学社会科学部 2 年）

参加者のこの問題に対する関心の高さ、この問題に取り組もうとする強い情熱を感じることができました。映画「ミリオンダラー・ベイビー」の鑑賞をとおして、参加者に「安楽死問題」についてのできるだけ具体的なイメージをもってくれるよう努めたことと、もともと参加者に優秀で意欲あふれる方が多かったことがその原因だと考えます。今回の経験や参加者のかたがたから感じた熱意を糧に、今回の企画に続く今後の企画をより充実させたいと思います。

Assistant Coordinator 加藤大祐（早稲田大学法学部 2 年）

ix. 参加者感想

ALSA の大きな企画に参加したのははじめてだった。当日になるまではまったりしたものかと思っていたけど、かなりハードだった。それでもこの2日間は密度濃く、多くのことを学べた気がする。

「安楽死・尊厳死」をもとに自己決定権について考えるテーブルだったわけだが、そもそも僕は自己決定権について考えたことはなかった。安楽死についてはなんとなく頭の中で考えたことあるような、もしくははないようなという程度だった。安楽死の問題は法的な側面、倫理的な側面から眺めると非常に複雑であることがわかり、2日間で随分と考えさせられた。

まず、ディスカッションではそこまでの知識を整理し、他人の意見を聞くことができ非常に有効だったと思う。テーブルで出た意見をまとめて発表するのもかなり楽しかった。

ひと通りレクチャーを受けた後でディベートの準備に移ったわけだが、これは想像以上に難しかった。深夜までその会議は続いたけど結局立論と軽い反駁を考えただけで終わってしまった。次の日、ディベートで僕は第一反駁、第二反駁の両方を担当するという異例な感じだった。準備が不十分だったため慌てて、言おうと思っていたことを忘れ、うまくいかなかった。結果的に勝つことはできたけどあれはすごく悔しかったから次に生かしたい。とにかく、ディベートを通してメリット・デメリットについて頭を整理することができた。

次の大学教授の講演は非常に面白かった。先生の意見は聞けたし、具体例に富んだ説明だったため、とてもわかりやすかった。内容だけでなく、プレゼンの仕方にも学ぶ点があった。

最後の自由と秩序に関するディスカッションはすばらしいまとめだったと思う。古橋さんがいった通り、グレーゾーンは社会のいたるところで見つけることが出来るし、それに対するバランス感覚、思考力はこれから養っていかなくてはいけない部分だと思う。とってもおもしろかったです。

松尾 直樹（早稲田大学法学部1年）

IV. 講師の方・運営役員の紹介

i. お越しくださった講師の方々

Table 1

富樫 匡孝様	(NPO 法人もやいスタッフ)
矢野 あかね様	(NHK ハートをつなごうディレクター)
真野 修一様	(NHK ハートをつなごうディレクター)
村澤 潤平様	(新聞奨学生 110 (仮))

Table 2

張 学鍊様	(弁護士、みどり共同法律事務所)
-------	------------------

Table 3

百瀬 圭吾様	(てのひら～人身売買に立ち向かう会～)
大塚 綾乃様	(てのひら～人身売買に立ち向かう会～)

Table 4

鷹瀬 美佐様	(社団法人日本臓器移植ネットワーク)
--------	--------------------

Table 5

甲斐 克則様	(早稲田大学大学院法務研究科教授)
--------	-------------------

ii. 運営役員

企画統括

佐久間 一樹	早稲田大学法学部 3 年 (2008 年度 ALSA Japan 副代表学術活動担当)
--------	--

企画副統括・総務担当

下郡 けい	早稲田大学法学部 3 年 (2008 年度 ALSA Japan 副代表学術活動担当セクレタリー)
-------	--

当日総務

星子 敬生	中央大学法学部 3 年 (2008 年度 ALSA Japan 代表)
高橋 由真	中央大学法学部 3 年 (2008 年度 ALSA Japan 副代表広報担当)
小田切 由紀	中央大学法学部 3 年 (2008 年度 ALSA Japan 副代表実務研修担当)

学術補佐

満尾 仁美	一橋大学社会学部 3 年 (2008 年度 ALSA Japan 事務総長)
村上 尚史	早稲田大学法学部 3 年 (2008 年度 ALSA Japan 財務統括)

分科会責任者

Table 1	佃 真衣	東京大学工学部 3 年
	日野 正実	東京大学法学部 3 年
Table 2	高橋 慶成	中央大学法学部 2 年
	杉田 寿憲	一橋大学社会学部 2 年
Table 3	津久井 康太郎	早稲田大学法学部 2 年
	鷺見 彩奈	早稲田大学政治経済学部 2 年
	石田 暁子	フェリス女学院大学国際交流学部 2 年
Table 4	中山 勝俊	中央大学法学部 2 年
	岩田 実可子	中央大学法学部 2 年
Table 5	古橋 卓也	早稲田大学社会科学部 2 年
	加藤 大祐	早稲田大学法学部 2 年

V. 収支報告

2008 年度 ALSA Integration 決算

2008 年度 ALSA Japan 財務統括
早稲田大学 3 年 村上 尚史

i. 支出

分類	項目	金額	個数	計	内訳
国内主催企画 補助対象経費	会場費			6,000	20 人部屋 500 円×8 室+40 人 部屋 1000 円×2 室
	レジュメ・パンフ印刷 費			31,877	
	謝礼金	10,000	5	50,000	
その他	宿泊費	1,150	71	81,650	
	食費 (2 日目朝食)	450	71	31,950	
	食費 (2 日目昼食)	540	78	42,120	
	花束代			10,050	
	雑費			7,105	水、謝礼袋、DVD、色紙等
総計			260,752		

ii. 収入

分類	項目	金額	人数	計	内訳
国内主催企画 補助金				38,752	会場費・印刷費・謝礼金(謝礼 金は上限 2 万)
上級生参加費	全日程参加 (宿泊有)	3,200	40	128,000	
	全日程参加 (宿泊無)	2,000	2	4,000	
	1 日目のみ参加	1,500	3	4,500	
	2 日目のみ参加	2,000	2	4,000	
新入生参加費	全日程参加 (宿泊有)	2,500	31	77,500	
	全日程参加 (宿泊無)	1,000	0	0	
	1 日目のみ参加	500	2	1,000	
	2 日目のみ参加	1,000	3	3,000	
総計				260,752	

VI. ALSA Japan 団体概要

ALSA Japan (the Asian Law Students' Association Japan) は、ALSA(the Asian Law Students' Association)の支部組織です。ALSA Japan は、1996 年 11 月に開催された日欧法学生会議を経て、慶應義塾大学・中央大学・東海大学・東京大学・早稲田大学の法学生有志によって 1996 年 12 月 22 日に発足しました。国際的な法学生団体が、ヨーロッパ・アフリカ・オセアニア・東南アジア・アメリカの各地域に存在することを知り、東アジア地域にも非政治・非宗教・非営利の理念の下にそのような法学生団体を設立することの必要性を実感したことが最大の動機でした。

2008 年現在では中央大学・東海大学・東京大学・一橋大学・早稲田大学が加盟しています。

ALSA Japan は「アジア及び世界の法学生、実務家、学識者との交流対話、法的思考能力の探究と人間性・国際性・社会性・学際性の追及」(会則 4 条)を通して、「地域的協調に基づく平和で公平な社会の実現」(会則 2 条)という理念、「法学生の地域的、国際的信頼の醸成と協調の枠組みの構築、法文化の多様性の認識と法の普遍性の探求」(会則 3 条)といった目的の下に活動しています。

活動としては「国内活動」と「国際活動」に分けられます。

まず「国内活動」では ALSA Japan 全体での学術活動やスキルアップを目的とした企画等があり、それらは会員自らが主体となって行っています。また、各加盟大学ではディスカッションやディベート、フィールドワーク等を定期的に行っています。

そして「国際活動」では主に他の ALSA 加盟国と約 1 週間の学術・文化交流企画を行っています。また、1 年に 1 回全加盟国が参加する総会 (the Asian Law Students' Forum) が開催され、今後の ALSA の運営・展望について決定されています。

このような活動を通して法学生の総合的成長と社会における法学生の信頼の醸成を促進するように心がけています。

ALSA 公式 Webpage: <http://www.alsa-intl.net/>
ALSA Japan 公式 Webpage: <http://www.alsa-jp.net/>